

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 28 年 10 月

第六章「照明設備」の一部を下記のように変更します。

変更前 Ver.05 (エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版) Ver.2.0)	変更後 Ver.06 (エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版) Ver.2.1)												
<p>第六章 照明設備 (略)</p> <p>4.2 添え字 本計算で用いる添え字は表 2 による。 表 2 添え字</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添え字</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><i>act</i></td> <td>当該住戸</td> </tr> <tr> <td>(以下、略)</td> <td>(以下、略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6.7 多灯分散照明方式による補正係数 6.7.1 主たる居室 (略)</p> <p>照明設備の多灯分散照明方式の適用条件</p> $P_{MR,act} \leq \sum_{i=1}^3 \left(\frac{((232 \times (A_{LZ,act,i} \div 1.65) + 817) \times (E_i \div 50))}{L e_i \times C e_i} \right) \quad (10)$ <p>ここで、 $P_{MR,act}$: 当該住戸の主たる居室に設置された照明設備の消費電力の合計 (W) $A_{LZ,act,i}$: 当該住戸の照明区画<i>i</i>の床面積であり、$A_{LZ,act,1}$をリビングの床面積、$A_{LZ,act,2}$をダイニングの床面積及び$A_{LZ,act,3}$を台所の床面積とする。(m²) である。</p>	添え字	意味	<i>act</i>	当該住戸	(以下、略)	(以下、略)	<p>第六章 照明設備 (略)</p> <p>4.2 添え字 本計算で用いる添え字は表 2 による。 表 2 添え字</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添え字</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(以下、略)</td> <td>(以下、略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6.7 多灯分散照明方式による補正係数 6.7.1 主たる居室 (略)</p> <p>照明設備の多灯分散照明方式の適用条件</p> $P_{MR} \leq \sum_{i=1}^3 \left(\frac{((232 \times (A_{LZ,i} \div 1.65) + 817) \times (E_i \div 50))}{L e_i \times C e_i} \right) \quad (10)$ <p>ここで、 P_{MR} : 主たる居室に設置された照明設備の消費電力の合計 (W) $A_{LZ,i}$: 照明区画<i>i</i>の床面積であり、$A_{LZ,1}$をリビングの床面積、$A_{LZ,2}$をダイニングの床面積及び$A_{LZ,3}$を台所の床面積とする。(m²) である。</p>	添え字	意味	(削除)	(削除)	(以下、略)	(以下、略)
添え字	意味												
<i>act</i>	当該住戸												
(以下、略)	(以下、略)												
添え字	意味												
(削除)	(削除)												
(以下、略)	(以下、略)												

(略)

照明区画*i*における設計照度 E_i は「6.2 室内光束」の表 3 の値とし、照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率 Le_i は「6.3 平均総合効率」の表 4 の (い) 欄の値とし、照明区画*i*に設置された照明設備の特殊条件による補正係数 Ce_i は「6.4 特殊条件による補正係数」の表 7 の値とする。

(略)

7. 玄関ポーチに設置された照明設備

日付*d*の時刻*t*における 1 時間当たりの居住人数が*p*人における玄関ポーチに設置された照明設備の消費電力量 $E_{E,L,port,d,t}$ は、式(7)により表される。

(式省略) (7)

(以下、略)

(略)

照明区画*i*における設計照度 E_i は「6.2 室内光束」の表 3 の値とし、照明区画*i*に設置された照明設備の平均総合効率 Le_i は「6.3 平均総合効率」において、「(い) 主たる居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において LED を使用している場合」は表 4 の (い) 欄の値とし、「(ろ) 主たる居室に 1 か所以上照明設備を設置し、かつそれらすべての照明設備において白熱灯以外を使用している場合 (すべての照明設備において LED を使用している場合を除く)」は表 4 の (ろ) 欄の値とし、照明区画*i*に設置された照明設備の特殊条件による補正係数 Ce_i は「6.4 特殊条件による補正係数」の表 7 の値とする。

(略)

7. 玄関ポーチに設置された照明設備

日付*d*の時刻*t*における 1 時間当たりの居住人数が*p*人における玄関ポーチに設置された照明設備の消費電力量 $E_{E,L,port,d,t}$ は、式(11)により表される。

(式省略) (11)

(以下、略)